

第15回武雄の物産まつり開催業務に係る公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨

市内の農産物や特産品等の認知度の向上及び事業者の販売促進を図るため、また市内の特産品等の販売を行う物産まつりを開催するため、業者の選定に必要な事項を次のとおり定める。

2. 事業の概要

① 件名

第15回武雄の物産まつり開催業務

② 契約期間

契約の日から令和4年10月31日までとする。

③ 事業内容

別紙「第15回武雄の物産まつり開催業務委託仕様書」のとおりとする。

④ 見積限度額について

本プロポーザルにおける見積限度額は、7,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。なお、見積限度額は、予算額と同額とは限らない。

3. 参加条件等

参加条件等は以下のとおりとし、いずれにも該当すること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと。

② 会社更生法（平成14年法律154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをした者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けたものを除く。

③ 佐賀県内に本店（個人事業主の場合は、住所）を有し、市県税等の滞納が無く暴力団員による実質的な経営への関与等、暴力団員との関係を持たないもの。

4. 参加表明書の提出手続きについて

① 本プロポーザルに参加の意思があるものは様式第1号「参加表明書」および様式第2号「誓約書」、商業・法人に係る履歴事項全部証明の写しを提出すること。

○提出場所

武雄市物産まつり実行委員会事務局（武雄市役所営業部商工観光課内）

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和 12-10

電話番号：0954-23-9237 FAX 番号：0954-23-3816

○提出期限

令和4年6月28日（火） 正午まで ※必着

② 参加資格確認結果通知書の送付

参加資格の確認結果については、参加表明書の提出があったすべての事業者に対して「参加資格確認結果通知書」により令和4年7月1日（金）までに送付する。

5. 提案書等の提出手続きについて

① 次に示す書類を提出すること。また、本要項に様式が示されているものについては、その様式を使用すること。様式の定められていないものは任意とする。

- ・ 企画提案書（様式第4-1、4-2、4-3）
- ・ 企画提案書の添付書類には、2.「事業の概要」を実現するための業務について、記載すること。
- ・ 参考見積書（消費税及び地方消費税を含む。提案全体の見積額とその内訳記載）
- ・ その他参考資料

② 提出方法

- ・ 企画提案書は、A4判縦型とし、ホチキス等で左綴じとし、表紙をつけて1部提出すること。合わせて上記 e-mail にデータを提出すること。
- ・ 参考見積書はA4判縦型とし、1部提出すること。これらは郵送または持参すること。
- ・ 持参する場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までに持参すること。郵送の場合も提出期限までに必着とする。

○提出場所

武雄市物産まつり実行委員会事務局（武雄市役所営業部商工観光課内）

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和 12-10

電話番号：0954-23-9237 FAX 番号：0954-23-3816

○提出期限

令和4年7月7日（木） 正午まで ※必着

6. 募集に関する要項等の配布方法

武雄市物産まつり実行委員会を構成する団体のホームページにて公募する

（令和4年6月20日（月）からダウンロード可能）

- ・ 武雄市
- ・ 武雄商工会議所
- ・ 武雄市商工会
- ・ （一財）武雄市観光協会

7. その他

① 提案書等は1者につき1案のみ提出すること。

② 提出後における提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

8. 質問・回答について

- ・ 提出書類作成にあたって質問がある場合は、様式第3号「質問書」に質問内容、提案者の会社名、担当者名、電話番号、FAX 番号、e-mail を記載し、商工観光課へ e-mail にて送付すること。
- ・ 質問書の提出期限は、令和4年6月28日（火）正午までとする。
- ・ なお、6月24日（金）までの受付分については、質問者に e-mail にて回答書を送付する。
- ・ 全ての質問書についての回答書は、本プロポーザルへ応募した全業者に対して令和4年7月1日（金）午後5時までに e-mail にて送付する。

9. プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリング

次のとおり提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施日時

令和4年7月11日（月） 午前10時00分～

参加業者のプレゼンテーション等の実施時間については、別途通知する。

② 実施場所

武雄市役所3階会議室

③ その他

提案内容の説明にあたって、追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。パワーポイント等を使用する場合は、事前に連絡すること。

映像出力装置等は用意するので、ノートパソコン等を持参すること。

資料の準備は不要

10. 審査及び選定結果の公表

- ① プロポーザルを特定するための評価は、武雄市物産まつり実行委員会で構成する選定委員会で企画提案書及びヒアリングにより審査する。
- ② プロポーザルが以下の条件に該当する場合は、無効となることがある。
 - ・ プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
 - ・ プロポーザルに記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。
 - ・ 虚偽の内容が記載されている場合。
- ③ プロポーザルを提出した全ての業者に対して、選定結果を通知する。
- ④ 企画提案書の著作権は、提出者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。
- ⑤ 選定結果については、令和4年7月12日（火）に通知する。
- ⑥ 選定結果についての異議申し立ては受け付けない。
- ⑦ その他
プロポーザルに要した費用は、提出者の負担とする。
企画提案書その他提出資料については返却しない。

⑧ 選考基準について

本事業の受託者の決定にあたっては、「仕様書」を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーション及びヒアリングでの説明、質疑応答に基づき、次の審査項目において審査し、受託候補者の順位付けを行う。

- ・ 企画・運営に係る業務
(ステージイベント、人員配置、コロナ対策、魅力あるイベント)
- ・ 会場設営に係る業務
(イベント会場レイアウト、駐車場確保、シャトルバス運行、法令遵守)
- ・ 出店者等との調整
(出店者募集の方法、説明会の方法、出店者アンケートの方法)
- ・ 広報に係る業務
(広報手段)

11. 選定後、契約候補者とは契約に必要な事項を協議した後、契約を締結する。

12. プロポーザル実施スケジュール

- ・ 実施要項等の公表 **【構成団体ホームページに掲載】**
令和4年6月20日(月)～
- ・ 質問の受付期間(随時質問業者へ回答)
令和4年6月20日(月)～6月28日(火)正午まで
- ・ プロポーザル参加表明書 提出期限
令和4年6月28日(火)正午まで
- ・ 参加資格確認結果通知書送付
令和4年7月1日(金)
- ・ 質問に対する回答
令和4年7月1日(金)
- ・ 企画提案書提出期限
令和4年7月7日(木)正午まで
- ・ プレゼンテーション及びヒアリング
令和4年7月11日(月)午前10時～
- ・ 結果通知
令和4年7月12日(火)
- ・ 決定業者と業務の詳細協議
令和4年7月12日(火)～

■問い合わせ先

武雄市物産まつり実行委員会事務局(武雄市営業部商工観光課内)

〒843-8639 武雄市武雄町大字昭和 12-10

電話番号: 0954-23-9237 e-mail: syoukoukankou@city.takeo.lg.jp